

～制度調査部情報～

2008年02月27日 全3頁

貸株・借株の個別取引契約書 特定投資家には不要に

制度調査部
横山 淳

日証協の規則改正案

【要約】

- 2008年2月15日、日本証券業協会は「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の改正案を公表した。
- この中で、証券会社に対して、特定投資家を相手方とする株券等貸借取引については、一定の要件の下で、個別取引契約書の取り交わしなどを不要としている。
- 日本証券業協会では、2008年4月1日からの施行を予定している。実現すれば、プロ投資家の貸株・借株取引が円滑化することが期待される。

1. 株券等貸借取引と特定投資家

- 2008年2月15日、日本証券業協会（以下、日証協）は、『「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）』（以下、改正案）を公表した¹。
- この中で、証券会社が特定投資家を相手方として株券等貸借取引を行う場合の取扱いについての見直しを行っている。
- 「株券等貸借取引」とは、「当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引」（株券等の貸借取引の取扱いに関する規則（以下、株券等貸借取引規則）3条2号）と定められている。簡単に言えば、貸株・借株に関する取引だと言えるだろう。
- 「特定投資家」²とは、金融商品取引法によって導入された概念で、販売・勧誘規制における「プロ投資家」を意味している。
- 具体的には、国、日本銀行、適格機関投資家が、常に「特定投資家」として取り扱われることとされている（金融商品取引法2条31項）。また、地方公共団体、上場会社、資本金5億円以上の株式会社、外国法人なども、原則として「特定投資家」として取り扱われることとされている³（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令23条）。
- 「特定投資家」を相手方とする取引等においては、金融商品取引法上、金融商品取引業者等は

¹ 日証協のウェブサイト (<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/public/bosyu.html>) に掲載されている。なお、日証協は、この規則改正案について2008年3月7日まで意見募集を行うこととしている。

² 拙稿「特定投資家（プロ・アマ区分）の細則」（2007年8月17日付DIR制度調査部情報）も参照。

³ これらの法人は、一定の手続きにより「一般投資家」を選択することも認められる（金融商品取引法34条の2）。なお、上記以外の法人や一定の要件を充たす個人も、任意で「特定投資家」を選択することが認められる（金融商品取引法34条の3～4）。

広告規制、書面交付義務、適合性原則などが原則として適用されないこととされている（金融商品取引法 45 条）。

- 同様に、日証協の規則においても、証券会社が「特定投資家」を相手方とする場合には、一定の規制が免除されている。株券等貸借取引についても、本来、基本的仕組みやリスクなどに関する説明・確認義務が、会員証券会社に課されているが、「特定投資家」を相手方とする場合には適用除外とされている（株券等貸借取引規則 4 条）。
- 今回の改正案では、それに加えて、証券会社に対して、特定投資家を相手方とする株券等貸借取引について、一定の要件の下で、個別取引契約書の取り交わしなどを不要としているのである。

2. 特定投資家を相手方とする場合、個別取引ごとの書面等を免除

- 証券会社が顧客との間で株券等貸借取引を開始するときには、予め「基本契約書」⁴を取り交わすことが義務付けられている（株券等貸借取引規則 5 条 1 項）。
- その上で、実際に株券等貸借取引を行うに当たって、その都度、「個別取引契約書」⁵を取り交わすことが原則として求められている（株券等貸借取引規則 5 条 2、3 項）。ただし、「合意書」⁶を取り交わしている場合には、「個別取引契約書」の取り交わしに代えて「個別取引明細書」⁷の交付を行うことも認められている（同前）。
- 今回の改正案では、次の①～③の要件を全て満たす場合には、取引ごとの「個別取引契約書」の取り交わしや「個別取引明細書」の交付を不要としている（改正案 5 条 4 項）。

- ①取引相手方が次のイ又はロのいずれかの要件を充たしている。
 - イ 特定投資家（※）である。
 - ロ 投資運用業を行う会員証券会社との間で、投資一任契約を締結している。
- ②書面又は情報通信を利用する方法により、取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を不要とすることを合意している。
- ③取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が、会員証券会社において整備されている。

（※）「特定投資家」と「一般投資家」の双方を選択可能な者については、「特定投資家」を選択していることが要件となる。

- この場合、本来、「個別取引契約書」等に記載されていた事項（約定日、銘柄名、貸借数量、貸借期間など）については、会員証券会社と取引相手方との間で「合意する方法」により内容を確認することとされている（改正案 5 条 7 項）。
- なお、日証協からのヒアリングによると、「（「合意する方法」に関して）合意書の雛型を用

⁴ 正式には「株券等貸借取引に関する基本契約書」。

⁵ 正式には「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」。

⁶ 正式には「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」。

⁷ 正式には「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」。

意することは考えているが、個別の確認方法は最終的には当事者が決めるべきこと」ということであった。

3. 施行日

- 日証協では、この規則改正を2008年4月1日から実施することを予定している。
- 実現すれば、プロ投資家の貸株・借株取引が円滑化することが期待される。
- もちろん、証券会社の側に適切な社内体制が整備されていることが前提となることは言うまでもない。